

重要事項説明書

医療法人 青藍会 大場内科クリニック 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）のご案内

1. 事業所の概要

概要等

- ・ 事業所名 大場内科クリニック訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション)
- ・ 開設年月日 令和元年 10 月 1 日
- ・ 所在地 茨城県水戸市酒門町 2 7 5 - 3
- ・ 電話番号 0 2 9 (3 0 4) 0 1 1 1
- ・ ファックス番号 0 2 9 (3 0 4) 1 2 0 8
- ・ 管理者名 小林 正貴
- ・ 介護保険指定番号 医療法人 青藍会 大場内科クリニック (0810113936 号)

2. 事業の目的と運営方針

[目 的]

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士が、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

[運営方針]

- ① 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を務めるものとする。
- ② 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 職員体制

	人 員	業 務 内 容
・ 管理者	1 名	従業員の総括管理・指導
・ 医師	1 名以上	日常的な医療業務
・ 理学療法士	1 名以上	リハビリテーション計画作成や指導
・ 作業療法士	1 名以上	リハビリテーション計画作成や指導
・ 言語聴覚士	1 名以上	リハビリテーション計画作成や指導
・ 事務職員	1 名以上	人事管理や施設の維持管理

4. 営業日及び営業時間

①営業日 月曜日～土曜日（年末年始 12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

②営業時間 8 時 30 分～17 時 30 分まで

5. サービス内容

① 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案

② 機能訓練（リハビリテーション）

③ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6. 要望及び苦情等の相談

当事業所では、利用者からの相談や苦情に対して、下記のような体制で対応します。

何かありましたら、先ず苦情担当者にご一報願います。

担 当	役 割	担当者及び連絡先
苦情受付担当者	苦情の受付、確認 記録	生井 慎也 電 話：029-350-8500 FAX：029-350-8501 対応時間（月）～（金）8時30分～17時

＊ 公的機関においても、次の期間において苦情申し出等ができます。

水戸市 介護保険課	所在地：水戸市中央1-4-1 電 話：029-232-9177
茨城県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地：水戸市 笠原町 978-26 電 話：029-301-1565

7. 事故発生時の対応

①利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

②前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

③利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

＊緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、ご記入いただいた緊急時連絡先に連絡いたします。

緊急 連絡 先	①	氏 名	(続柄)
		日中連絡先	
	②	氏 名	(続柄)
		日中連絡先	

8. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

9. 虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

10. 身体拘束について

事業者は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ③ 従業者の対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

1 1. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、該当業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ① 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 2. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

事業所では、第三者評価については実施していません。

1 3. 個人情報の保護

- ①利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- ②事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- ③訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その完結の日から5年間は保管するものとする。

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、病院・診療所・介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士が利用者の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するために行われるサービスです。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金：総単位数×地域単価×1割（または2割・3割）＝自己負担額

【地域単価は1単位＝10.55円（5級地）】

***料金表は別紙参照**

- ・ 交通費 通常の事業の実施地域を越えた時点から片道 15 kmまでは無料
通常の事業の実施地域を越えた時点から片道 15 kmを越えた場合 1 kmごとに
30 円追加

※その他追加料金がかかる場合があります。

- ・ 自費請求（介護保険申請中に伴うサービス介入について） ***別紙2 参照**

4. 支払い方法

- ① 前月の利用分の請求書を、翌月 10 日以降に発行し、郵送いたします。
- ② 当月中にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
(※領収書の再発行いたしませんので、大切に保管してください。)
- ③ お支払い方法は、原則として口座振替でお願いします。
- ④ お支払いが滞った場合は、保証人へ請求をさせていただきます。

＜個人情報の利用目的＞

大場内科クリニックでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －施設・資格認定機関への情報提供

※上記のうち、他の介護・医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。

※お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

※同意した場合であっても後からいつでも撤回・変更等を行うことが可能です。

指定訪問リハビリテーションサービスの提供の開始に際し、利用者に対し契約書および本書面に基づいて重要事項を説明した上で、サービス契約を取り交わしました。

令和 年 月 日

事業者 医療法人 青藍会 大場内科クリニック訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション)

所在地 茨城県水戸市酒門町 275-3

代 表 者 理事長 小林 正貴 (印)

説明者氏名

私は、契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を受け、訪問リハビリテーションサービスの提供開始、並びにサービス担当者会議等での必要な個人情報の利用、実習者（学生、資格取得者、ボランティア等）の受入等で必要な個人情報の提供に同意しました。

また、介護報酬改定や税率改定における利用料金の変更において、その都度、別紙にて事業所より通知される内容に同意しました。

利用者

住所

氏 名

印

電話番号

代筆者

(代筆の場合に記入)

住所

氏 名

印

(続柄

)

保証人

住所

氏 名

印

(続柄

)

電話番号

請求書送付先

本人 ・ 保証人 ・ その他（ ）